

介護サービス事業所 インセンティブ事業について

☆☆注意☆☆

- ・「事業開始が8月，終了時期が1月」です。
- ・個別評価の日常生活機能評価の実施に対して，加点を行います。

1 目的

利用者の在宅生活を支えるために積極的な取組を行っている事業所に対して，奨励金を付与することで取組に対するサポートを行う。

2 対象事業所

- ・通所介護事業所
- ・認知症対応型通所介護事業所
- ・地域密着型通所介護事業所
- ・通所リハビリテーション事業所

3 内容

(1)インセンティブ

審査会において，下記の指標とアウトカム評価をもとに，優れた取組をしていると判断される事業所(6事業所)を決定し，奨励金(10万円)を支給する。

- ◎通所介護事業所・・・2事業所(11事業所中)
- ◎地域密着型通所介護事業所/認知症対応型通所介護事業所・・・3事業所(16事業所)
- ◎通所リハビリテーション・・・1事業所(5事業所中)

(2)指標

笠岡市で作成した独自項目についての取組み状況について記載する。

①体制・取組評価

1	職員の体制について
2	専門的な認知症ケアの提供
3	通所型サービスC, 学習療法及び加算サービス以外の提供
4	連携シート「むすびの和(改訂版)」の利用状況
5	地域住民の介護ボランティアの受け入れ
6	家族会, 介護教室の開催及び利用者・家族との適切なコミュニケーション
7	適切な感染症対応
8	適切で効果的なリハビリテーションの提供(通所リハビリテーションのみ)

②個別評価

評価対象期間(令和5年8月～令和6年1月)の初日と最終日に、事業所の職員が利用者に対して日常生活機能評価を実施し、改善度について確認を行う。

なお、初日と最終日は5ヶ月以上の期間をあけることとする。

※日常生活機能評価 = 要支援:基本チェックリスト

要介護:バーセルインデックス

4 タイムスケジュール

月	笠岡市	通所系サービス事業所
6月		
7月	・通所系サービス事業所へ調査票等の書類配布	
8月	事業開始	日常生活機能評価(1回目)
9月		
10月		
11月		
12月		
1月	事業終了	日常生活機能評価(2回目)
2月		・15日(木)調査票等書類提出
3月	・中旬頃, 事業所選定のため審査会実施 ・事業所への結果通知	